

平成28年第9回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成28年9月29日

開会

日程第1 平成28年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第4号 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

日程第4 議案第40号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

日程第5 教育長の報告

日程第6 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成28年10月28日（金）午後2時00分から

閉会

報告第4号

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について  
瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂  
市教育委員会に報告する。

平成28年9月29日

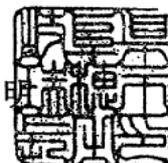
瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市告示第200号

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年9月27日

瑞穂市長 棚 橋 敏



瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱（平成15年瑞穂市告示第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「乳児等」を「乳幼児」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 この告示において「幼児」とは、市に住所を有し、当該保育室に入所した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の中で3歳に達した場合においてもその年度中に限り幼児とみなす。ただし、前項に規定する者を除く。

第5条第1項中「乳児等」を「乳幼児及び幼児（以下「乳幼児等」という。）」に、「3分の2」を「当たり5日」に改め、「月1万1,710円」の次に「、2歳児については月5,855円」を加え、同条第2項中「、当月分を翌月5日までに」を削る。

第8条第1項中「乳児等」を「乳幼児等」に改める。

様式第2号を次のように改める。

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地

保育室名

責任者氏名

電話番号

印

—

月分保育室事業補助金交付請求書

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により保育室事業補助金を次のとおり請求します。

請 求 金 額		十	万	千	百	十	円
---------	--	---	---	---	---	---	---

請 求 金 額 算 定 内 訳

区 分	初 日 在 籍 措 置 人 員	単 価	金 額
零 歳 児	人	円	円
1 歳 児			
2 歳 児			

連絡事項
------

※連絡事項欄には、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{(ア) 当月入所乳幼児等名、生年月日} \\ \text{(イ) 前月退所乳幼児等名、生年月日} \end{array} \right\}$ を記入してください。

様式第 3 号、様式第 4 号及び様式第 5 号中「乳児等」を「乳幼児等」に改める。

様式第 6 号を次のように改める。

年 月 日

瑞穂市長 様

住 所  
 責任者  
 氏 名 印  
 電話番号 ー

年度瑞穂市保育室事業実績報告書

年度瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績報告

月 別	入 所 児 童				月 別	入 所 児 童				
	零歳児	1歳児	2歳児	計		零歳児	1 歳	2歳	計	
4 月					10 月					
5 月					11 月					
6 月					12 月					
7 月					1 月					
8 月					2 月					
9 月					3 月					
合 計										
(人数)					(単価)		(合計額)			
補助金の内訳		零歳児		人	円			円		
		1歳児		人	円			円		
		2歳児		人	円			円		

2 添付書類

(1) 年度収支決算書

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第4条によりなされた認定は、改正後の瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第4条によりなされた認定とみなす。

3 この告示の施行の際、この告示による改正前の瑞穂市保育室事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱（平成15年瑞穂市告示第22号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○瑞穂市保育室事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成15年 5月 1日 告示第22号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成16年 4月27日告示第48号 平成25年 3月27日告示第31号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、保育室事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育室の管理運営に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「保育室」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項又は第4項の規定による認可を受けていない施設であって、別表の基準に適合し、かつ、市長が認定したものをいう。</p> <p>2 この告示において「<u>乳幼児</u>」とは、市に住所を有し、当該保育室に入所した日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度途中で2歳に達した場合においてもその年度中に限り<u>乳幼児</u>とみなす。</p> <p><u>3 この告示において「幼児」とは、市に住所を有し、当該保育室に入所した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においてもその年度中に限り幼児とみなす。ただし、前項に規定する者を除く。</u></p> <p>4 この告示において「責任者」とは、保育室を代表し、その運営に関し責任を有する者をいう。</p> <p>（保育室の認定申請）</p>	<p>○瑞穂市保育室事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成15年 5月 1日 告示第22号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成16年 4月27日告示第48号 平成25年 3月27日告示第31号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、保育室事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育室の管理運営に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「保育室」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項又は第4項の規定による認可を受けていない施設であって、別表の基準に適合し、かつ、市長が認定したものをいう。</p> <p>2 この告示において「<u>乳児等</u>」とは、市に住所を有し、当該保育室に入所した日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度途中で2歳に達した場合においてもその年度中に限り<u>乳児等</u>とみなす。</p> <p>3 この告示において「責任者」とは、保育室を代表し、その運営に関し責任を有する者をいう。</p> <p>（保育室の認定申請）</p>

第3条 保育室の認定を受けようとする者は、保育室認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（保育室の認定）

第4条 市長は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設を保育室として認定するものとする。

2 前項の規定による保育室の認定の期間は、認定した日の属する年度を超えないものとする。ただし、責任者の申出により市長は、その期間を延長することができる。

（補助金の交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定により認定を受けた保育室が、保育に欠ける乳幼児及び幼児（以下、乳幼児等という。）を各月の初日に保育しており、かつ、1月当たり5日以上の保育日数を有する場合、保育室の責任者に対し零歳児については1人当たり月3万5,130円、1歳児については月1万1,710円、2歳児については月5,855円の補助金を交付する。

2 責任者は、前項に規定する金額を、保育室事業補助金交付請求書（様式第2号）により \_\_\_\_\_ 市長に請求するものとする。

（保育室の認定の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、第4条の規定による保育室の認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 市長が保育室として不適當であると認めるとき。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた保育室が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第3条 保育室の認定を受けようとする者は、保育室認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（保育室の認定）

第4条 市長は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設を保育室として認定するものとする。

2 前項の規定による保育室の認定の期間は、認定した日の属する年度を超えないものとする。ただし、責任者の申出により市長は、その期間を延長することができる。

（補助金の交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定により認定を受けた保育室が、保育に欠ける乳児等 \_\_\_\_\_ を各月の初日に保育しており、かつ、1月3分の2以上の保育日数を有する場合、保育室の責任者に対し零歳児については1人当たり月3万5,130円、1歳児については月1万1,710円 \_\_\_\_\_ の補助金を交付する。

2 責任者は、前項に規定する金額を、保育室事業補助金交付請求書（様式第2号）により、当月分を翌月5日までに市長に請求するものとする。

（保育室の認定の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、第4条の規定による保育室の認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 市長が保育室として不適當であると認めるとき。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた保育室が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により、保育室の認定を取り消されたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為により補助金を受けたとき。

(届出事項)

第8条 責任者は、乳幼児等が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が生じた日から5日以内に当該各号に定める届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 入所したとき 乳幼児等入所届 (様式第3号)
- (2) 退所したとき 乳幼児等退所届 (様式第4号)
- (3) 市より転出又は転居したとき 乳幼児等転出(転居)届 (様式第5号)

2 責任者は、第3条の規定により提出した保育室認定申請書に記載されている事項に変更があったときは、当該変更のあった日から5日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(調査)

第9条 市長は、必要があるときは責任者に対し、資料の提出又は報告を求め、職員に調査を行わせることができる。

(報告)

第10条 補助金の交付を受けた保育室は、会計年度(事業)終了後、速やかに事業実績報告書(様式第6号)に収支決算書を付して提出しなければならない。

(保管)

第11条 補助金の交付を受けた保育室は、補助金の交付を受けた当該年度から5年間帳簿等証拠書類を整備し、保管しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

- (1) 前条の規定により、保育室の認定を取り消されたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為により補助金を受けたとき。

(届出事項)

第8条 責任者は、乳児等が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が生じた日から5日以内に当該各号に定める届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 入所したとき 乳児等入所届 (様式第3号)
- (2) 退所したとき 乳児等退所届 (様式第4号)
- (3) 市より転出又は転居したとき 乳児等転出(転居)届 (様式第5号)

2 責任者は、第3条の規定により提出した保育室認定申請書に記載されている事項に変更があったときは、当該変更のあった日から5日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(調査)

第9条 市長は、必要があるときは責任者に対し、資料の提出又は報告を求め、職員に調査を行わせることができる。

(報告)

第10条 補助金の交付を受けた保育室は、会計年度(事業)終了後、速やかに事業実績報告書(様式第6号)に収支決算書を付して提出しなければならない。

(保管)

第11条 補助金の交付を受けた保育室は、補助金の交付を受けた当該年度から5年間帳簿等証拠書類を整備し、保管しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の穂積町保育室事業補助金交付要綱（平成5年穂積町告示第19号）又は巢南町保育室事業補助金交付要綱（平成2年巢南町訓令甲第6号）（以下これらを「合併前の告示」という。）の規定によりなされた認定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた認定、手続その他の行為とみなす。

3 第5条及び前項の規定にかかわらず、平成15年4月分の補助金の額の算出方法については、なお合併前の告示の例による。

附 則（平成16年4月27日告示第48号）

この要綱は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月27日告示第31号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

保育室の認定基準

事項	内容
収容人員	3歳児未満児を6人以上保育していること。
施設	1 保育の用に供する部屋は、1階で通風及び採光がよいこと。ただし、耐火構造で避難設備を有する場合は、2階でも差し支えない。 2 保育の用に供する部屋は専用とし、おおむね児童1人当たり1.65平方メートル以上であること。 3 乳児の保育場所と幼児の保育場所は、区分されていること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の穂積町保育室事業補助金交付要綱（平成5年穂積町告示第19号）又は巢南町保育室事業補助金交付要綱（平成2年巢南町訓令甲第6号）（以下これらを「合併前の告示」という。）の規定によりなされた認定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた認定、手続その他の行為とみなす。

3 第5条及び前項の規定にかかわらず、平成15年4月分の補助金の額の算出方法については、なお合併前の告示の例による。

附 則（平成16年4月27日告示第48号）

この要綱は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月27日告示第31号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

保育室の認定基準

事項	内容
収容人員	3歳児未満児を6人以上保育していること。
施設	1 保育の用に供する部屋は、1階で通風及び採光がよいこと。ただし、耐火構造で避難設備を有する場合は、2階でも差し支えない。 2 保育の用に供する部屋は専用とし、おおむね児童1人当たり1.65平方メートル以上であること。 3 乳児の保育場所と幼児の保育場所は、区分されていること。

	<p>4 便所には、手洗い設備が設置され、便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上あること。</p> <p>5 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。</p> <p>6 非常災害に対する具体的計画を作成し、定期的な訓練を実施すること。</p> <p>7 緊急時に利用できる電話があること。</p>
職員	<p>保育士又はこれに代わる職員の数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に準ずるものとし、常時2人以上を置くこと。</p> <p>また、保育に従事する者のうち3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び11時間を超える時間帯で、児童が1人である場合にあつては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有すること。</p>
開設日数及び保育時間	施設における保育日数は、22日以上とし、保育時間は1日8時間を原則とすること。
経営形態	企業又は企業の援助により、企業目的のため設置された保育施設以外の施設であること。
嘱託医の設置	嘱託医が委嘱されていること。
損害賠償責任保険の加入	<p>次に定める限度額以上の賠償責任保険に加入していること。</p> <p>1 1回の事故につき 1億円</p> <p>2 1人の事故につき 1,000万円</p>
保育料	厚生労働省の定める保育単価を著しく上回らないこと。
遊び場	<p>児童の遊びに適する広さの遊び場を付近に有すること。</p> <p>ただし、満2歳児以上の幼児を保育している保育室については、屋外遊戯場（幼児1人当たり3.3平方メートル以上）を設けること。</p>

	<p>4 便所には、手洗い設備が設置され、便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上あること。</p> <p>5 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。</p> <p>6 非常災害に対する具体的計画を作成し、定期的な訓練を実施すること。</p> <p>7 緊急時に利用できる電話があること。</p>
職員	<p>保育士又はこれに代わる職員の数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に準ずるものとし、常時2人以上を置くこと。</p> <p>また、保育に従事する者のうち3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び11時間を超える時間帯で、児童が1人である場合にあつては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有すること。</p>
開設日数及び保育時間	施設における保育日数は、22日以上とし、保育時間は1日8時間を原則とすること。
経営形態	企業又は企業の援助により、企業目的のため設置された保育施設以外の施設であること。
嘱託医の設置	嘱託医が委嘱されていること。
損害賠償責任保険の加入	<p>次に定める限度額以上の賠償責任保険に加入していること。</p> <p>1 1回の事故につき 1億円</p> <p>2 1人の事故につき 1,000万円</p>
保育料	厚生労働省の定める保育単価を著しく上回らないこと。
遊び場	<p>児童の遊びに適する広さの遊び場を付近に有すること。</p> <p>ただし、満2歳児以上の幼児を保育している保育室については、屋外遊戯場（幼児1人当たり3.3平方メートル以上）を設けること。</p>

保育内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳児のもく浴、幼児の外気浴、遊び、運動、睡眠等に十分配慮すること。</li> <li>2 保育計画を作成するとともに、保育日誌をつけるなどして、保育の充実に努めること。</li> <li>3 連絡帳等を作成して、保護者との連絡を密にすること。</li> </ol>
給食	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調理室、食器等の衛生管理に努めること。</li> <li>2 児童の年齢に配慮した食事内容に努めること。</li> </ol>
健康管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 登園、降園の際の児童の健康観察をすること。</li> <li>2 児童、職員の定期的な健康診断の実施に努めること。</li> <li>3 必要な医薬品その他の医療品を備えること。</li> </ol>
その他	瑞穂市以外の施設に関しては、その施設のある市町村の保育室の認定書等の提出により行う。ただし、上記事項の収容人員の認定基準については、適用しない。

様式第1号（第3条関係）

略

様式第2号（第5条関係）

別紙のとおり

様式第3号（第8条関係）

別紙のとおり

様式第4号（第8条関係）

別紙のとおり

様式第5号（第8条関係）

別紙のとおり

様式第6号（第10条関係）

別紙のとおり

保育内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳児のもく浴、幼児の外気浴、遊び、運動、睡眠等に十分配慮すること。</li> <li>2 保育計画を作成するとともに、保育日誌をつけるなどして、保育の充実に努めること。</li> <li>3 連絡帳等を作成して、保護者との連絡を密にすること。</li> </ol>
給食	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調理室、食器等の衛生管理に努めること。</li> <li>2 児童の年齢に配慮した食事内容に努めること。</li> </ol>
健康管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 登園、降園の際の児童の健康観察をすること。</li> <li>2 児童、職員の定期的な健康診断の実施に努めること。</li> <li>3 必要な医薬品その他の医療品を備えること。</li> </ol>
その他	瑞穂市以外の施設に関しては、その施設のある市町村の保育室の認定書等の提出により行う。ただし、上記事項の収容人員の認定基準については、適用しない。

様式第1号（第3条関係）

略

様式第2号（第5条関係）

別紙のとおり

様式第3号（第8条関係）

別紙のとおり

様式第4号（第8条関係）

別紙のとおり

様式第5号（第8条関係）

別紙のとおり

様式第6号（第10条関係）

別紙のとおり

改正後（案）

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号

印

月分保育室事業補助金交付請求書

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により保育室事業補助金を次のとおり請求します。

請 求 金 額		十	万	千	百	十	円
---------	--	---	---	---	---	---	---

請 求 金 額 算 定 内 訳

区 分	初 日 在 籍 措 置 人 員	単 価	金 額
零 歳 児	人	円	円
1 歳 児			
2 歳 児			

連絡事項

※ 連絡事項欄には、  
{ (ア)当月入所乳幼児等名、生年月日 }  
{ (イ)前月退所乳幼児等名、生年月日 } を記入してください。

現 行

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号

印

月分保育室事業補助金交付請求書

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により保育室事業補助金を次のとおり請求します。

請 求 金 額		十	万	千	百	十	円
---------	--	---	---	---	---	---	---

請 求 金 額 算 定 内 訳

区 分	初 日 在 籍 措 置 人 員	単 価	金 額
零 歳 児	人	円	円
1 歳 児			

連絡事項

※ 連絡事項欄には、  
{ (ア)当月入所乳幼児等名、生年月日 }  
{ (イ)前月退所乳幼児等名、生年月日 } を記入してください。

改正後（案）

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
 保 育 室 名  
 責任者氏名  
 電 話 番 号 — (印)

乳 幼 児 等 入 所 届

年 月 日付で、次のとおり乳幼児等を入所させたので届け出します。

保 護 者 住 所			保 護 者 氏 名			
乳 幼 児 等 氏 名	( 年 月 日 生 歳 )					
保 育 料 額	円		保 育 時 間	午前 時 分 ~	午後 時 分	
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	勤 務 先 ・ 所 在 地 ・ 電 話 番 号 等	月 収	備 考
	父					
	母					
内職、パートタイムの状況	(仕事の内容)	(始めた時期)	(稼働日数) 1月 日 (稼働時間) 1日 時間	勤 務 先 の 住 所 氏 名 (印) (電話番号 )		
保育に欠ける具体的状況						

現 行

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
 保 育 室 名  
 責任者氏名  
 電 話 番 号 — (印)

乳 児 等 入 所 届

年 月 日付で、次のとおり乳児等を入所させたので届け出します。

保 護 者 住 所			保 護 者 氏 名			
乳 児 等 氏 名	( 年 月 日 生 歳 )					
保 育 料 額	円		保 育 時 間	午前 時 分 ~	午後 時 分	
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	勤 務 先 ・ 所 在 地 ・ 電 話 番 号 等	月 収	備 考
	父					
	母					
内職、パートタイムの状況	(仕事の内容)	(始めた時期)	(稼働日数) 1月 日 (稼働時間) 1日 時間	勤 務 先 の 住 所 氏 名 (印) (電話番号 )		
保育に欠ける具体的状況						

改正後（案）

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号 一 ④

乳 幼 児 等 退 所 届

年 月 日付で次のとおり乳幼児等が退所したので届け出します。

- 1 乳幼児等氏名 ( 年 月 日生)
- 2 保 護 者 住 所  
氏 名
- 3 退所の理由(具体的に)

現 行

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号 一 ④

乳 児 等 退 所 届

年 月 日付で次のとおり乳児等が退所したので届け出します。

- 1 乳児等氏名 ( 年 月 日生)
- 2 保 護 者 住 所  
氏 名
- 3 退所の理由(具体的に)

改正後（案）

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号 一 ④

乳 幼 児 等 転 出 ( 転 居 ) 届

年 月 日付で、次のとおり乳幼児等が転出(転居)したので届け出します。

1 乳幼児等氏名 ( 年 月 日生)

2 保 護 者 住 所  
氏 名

3 転出(転居)前の住所

4 転出(転居)後の住所

現 行

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

瑞穂市長 様

保育室所在地  
保 育 室 名  
責 任 者 氏 名  
電 話 番 号 一 ④

乳 児 等 転 出 ( 転 居 ) 届

年 月 日付で、次のとおり乳児等が転出(転居)したので届け出します。

1 乳児等氏名 ( 年 月 日生)

2 保 護 者 住 所  
氏 名

3 転出(転居)前の住所

4 転出(転居)後の住所

改正後（案）

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

瑞徳市長 様

住所  
責任者  
氏名  
電話番号 —

年度瑞徳市保育室事業実績報告書

年度瑞徳市保育室事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告  
します。

1 事業実績報告

月別	入所児童				月別	入所児童			
	零歳児	1歳児	2歳児	計		零歳児	1歳児	2歳児	計
4月					10月				
5月					11月				
6月					12月				
7月					1月				
8月					2月				
9月					3月				
合計									
補助金の内訳			(人数)	(単価)			(合計額)		
	零歳児		人	円			円		
	1歳児		人	円			円		
	<u>2歳児</u>		人	円			円		

2 添付書類

(1) 年度収支決算書

現 行

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

瑞徳市長 様

住所  
責任者  
氏名  
電話番号 —

年度瑞徳市保育室事業実績報告書

年度瑞徳市保育室事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告  
します。

1 事業実績報告

月別	入所児童			月別	入所児童		
	零歳児	1歳児	計		零歳児	1歳児	計
4月				10月			
5月				11月			
6月				12月			
7月				1月			
8月				2月			
9月				3月			
合計							
補助金の内訳			(人数)	(単価)			(合計額)
	零歳児		人	円			円
	1歳児		人	円			円

2 添付書類

(1) 年度収支決算書

※ 零歳児とは、入所した日の属する月の初日において、1歳に達していない児童であつて、その児童が当該年度の途中で1歳に達した場合においても零歳児とみなすものとする。1歳児についても同様の扱いとする。

## 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部改正について

### 1. 制度

保育室事業補助事業は、保育室（児童福祉法による認可を受けていない施設）の管理運営に寄与し、児童福祉の増進を図るため、施設を利用する市内の子どもの数（月の3分の2以上の利用者が対象）に応じて、施設に対して補助するもの。（市外の施設も対象）

県補助（1/2）を受けて0歳児は月3万5,130円、1歳児は月1万1,710円を施設に補助。

月当たりの補助額	施設への補助額	市負担額	+	県補助額
0歳児	35,130円	17,565円	+	17,565円
1歳児	11,710円	5,855円	+	5,855円

### 2. 現状と問題点

市外の認可外保育施設が小規模保育施設（認可施設）へ移行したため対象施設が減少している。  
市内2箇所の認可外施設については、以下の理由により対象者がいない。

- ・ままん保育園（清流認定こども園内）・・・市外の子どもまたは2歳児のため
- ・キッズルームさくらんぼ・・・月の利用日数が少ない子どもが多いため（月2/3に満たない）

### 3. 改正内容

市内の認可外施設の実情に合わせるため、次の3点の改正を行う。

- ①「月3分の2以上」の利用日数を「月5日以上」に緩和する。
- ②2歳児についても補助する。補助額は1歳児の半額の5,855円とする。
- ③請求期限の「翌月5日までに」を削る。

### 4. 施行期日

平成28年10月1日より施行とする。

※予算については現予算で対応可能（補正予算の必要なし）

### 5. 参考（近年実績）

上記により年々、補助額は減少している。

施設名 (所在市町村名)	H24		H25		H26		H27		H28(8月末現在)	
	0歳児(人月)	1歳児(人月)	0歳児(人月)	1歳児(人月)	0歳児(人月)	1歳児(人月)	0歳児(人月)	1歳児(人月)	0歳児(人月)	1歳児(人月)
	補助額(年額)		補助額(年額)		補助額(年額)		補助額(年額)		補助額(年額)	
ままん保育園		28人		20人					20人	
	327,880円		234,200円				234,200円			
保育所ちびっこ園 (北方町)	22人	37人	10人	34人	11人	48人	H27～小規模保育施設(対象外)			
	1,206,130円		749,440円		948,510円					
保育所ちびっこえんじえるらんど (岐阜市)	26人	16人	6人	48人	12人	14人	2人	16人	H28～小規模保育施設 (対象外)	
	1,100,740円		772,860円		585,500円		257,620円			
保育所サニーランド長良園 (岐阜市)	12人	3人		2人					H28～小規模保育施設 (対象外)	
	456,690円		23,420円							
駅前保育所みっけのおうち (岐阜市)		12人						1人	H28～小規模保育施設 (対象外)	
	140,520円						11,710円			
ちびっこハウス (岐阜市)	7人	7人								
	327,880円									
合計	67人	103人	16人	104人	23人	62人	2人	37人		
	3,559,840円		1,779,920円		1,534,010円		503,530円			

## 議案第40号

### 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

瑞穂市社会教育推進員に下記の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

#### 記

- 1 氏 名 辻 辰也
  - 2 所 属 瑞穂市社会教育推進員
  - 3 任 期 平成28年10月1日から平成29年3月31日まで
- 平成28年9月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

#### 提案理由

瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）第4条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに辻辰也氏を瑞穂市社会教育推進員として委嘱するもの。

# 瑞穂市社会教育推進員

校区	自治会名	氏名		就任・任命年月日	備考
穂積	県警アパート	辻 辰也		H28.10.1～H29.3.31	榎谷 太一(前任者)

平成28年9月12日

保護者 様

瑞穂市教育委員会

別府保育所（西棟）の杭打ち工事について

初秋の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は保育についてご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、平成18年度に施工した別府保育所（西棟）改築工事の杭打ち工事において、元請業者より268本の杭の内10本に電流値データの流用した疑いがある旨の報告がありました。

そこで、市として元請業者へ指示し、市の立会いのもと現地でひび割れの状況、外壁及びサッシの傾き、室内床レベルの測定を実施し、異常が無いことを確認しました。

また、元請業者等の施工記録、市で保管している書類などからも杭が安定した地盤に到達していることを確認しました。

以上のことから、教育委員会としては、施設について安全性に問題はないと判断し、引き続き使用していくことと判断させていただきました。

今後も園児の安全を第一に考え、建物の安全管理に鋭意努力してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ

瑞穂市教育委員会 教育総務課

058-327-2115

# 平成28年度 市内各小中学校教育活動等の発表会日程表

NO	学校名等	月日	受付開始時刻	日 程												
				8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00			
1	穂積小学校	11月21日	11:15						公開Ⅰ 特支			全体会	公開Ⅱ 特支			
2	本田小学校	11月4日	12:40									全体会	公開Ⅰ	公開Ⅱ		講評・講演会
3	牛牧小学校	11月2日	10:20				公開Ⅰ			公開Ⅱ		公開Ⅲ	全体会・分科会			
4	生津小学校	11月17日	9:00			公開Ⅰ	公開Ⅱ	公開Ⅲ		FT	公開Ⅳ	全体会・分科会				
5	南小学校	11月18日	9:00			公開Ⅰ	全体会	公開Ⅱ								
6	中小学校	10月26日	12:30								合唱 全体	公開Ⅰ	公開Ⅲ			
7	西小学校	11月15日	12:40								公開Ⅰ	公開Ⅱ	全体会 分科会			
8	穂積中学校	10月18日	9:00			公開Ⅰ 音楽	公開Ⅱ	全体会				公開Ⅲ 数学	分科会			
9	穂積北中学校	11月16日	12:50								公開Ⅰ	公開Ⅱ	分科会			
10	巢南中学校	10月7日	9:00			公開Ⅰ 特支、体	公開Ⅱ 特支、体	生徒 集会				公開Ⅲ	研究会			

※その他不明なことは、各校の教頭までお問い合わせください。

公開Ⅰ  
音楽

太い枠の公開中に、授業のどこかでタブレットを活用し、授業を行います。他の学級の授業でもパソコンを用いて動画を流したり、画像で資料を示したりします。

どちらの公開でも授業のどこかでタブレットを活用し、授業を行います。どの教科でということについては、調整中です。

# 保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブの現況

<b>保育所・幼稚園・認定こども園の現況について</b>	P1	
1. 市立保育所の児童数の推移	P2	
2. 私立保育所及び認定こども園の児童数の推移 (清流みずほ保育園・おひさま保育園)	P3	
3. 広域利用による市外保育所及び市外認定こども園の児童数の推移	P3	
4. ほづみ幼稚園の児童数の推移	P4	
5. 過去5年間の保育所別の入所数及び定員数の推移	P5	
6. 校区別児童数(全体)と通所状況について	P6 - 7	(一部変更)
7. 平成28年度4月 保育所入所者数及び待機児童数	P8	
8. 未満児の申込者数と待機児童数の経過	P9	
9. 保育所・幼稚園施設状況	P10	(一部変更)
10. 県内21市の保育所・認定こども園・幼稚園の設置状況	P11	
11. 保育所・幼稚園整備方針について	P12 - 13	(新規)
<b>放課後児童クラブの現況について</b>	P14	
12. 平成27年度放課後児童クラブ総事業費内訳	P15	(新規)
13. 放課後児童クラブ保育料等近隣市比較	P16	(新規)
14. 放課後児童クラブ登録者数の推移	P17	(新規)

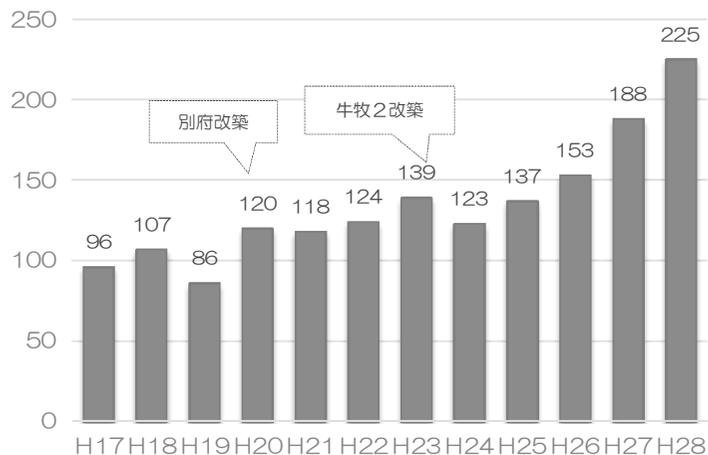
# 保育所・幼稚園・認定こども園の現況について

# 1. 市立保育所の児童数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H17・H28の差
未満児	96	107	86	120	118	124	139	123	137	153	188	225	129
0歳児			2	3	6	4	7	8	7	9	7	4	-
1歳児	96	107	28	51	44	52	51	54	58	62	89	95	-
2歳児			56	66	68	68	81	61	72	82	92	126	-
以上児	969	975	990	1,023	1,005	1,016	1,029	1,035	999	1,035	1,033	1,051	82
3・4歳児	789	794	795	771	752	795	709	711	684	672	728	674	▲ 115
5歳児	180	181	195	252	253	221	320	324	315	363	305	377	197
合 計	1,065	1,082	1,076	1,143	1,123	1,140	1,168	1,158	1,136	1,188	1,221	1,276	211

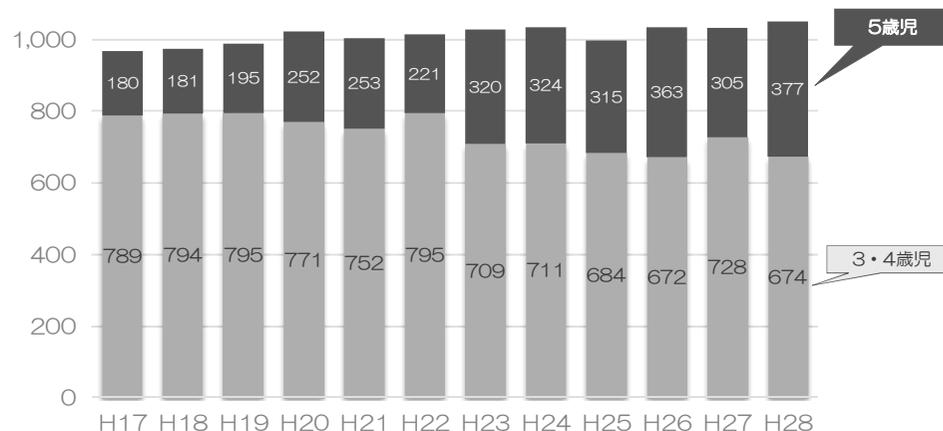
※各年4月1日現在の数値 瑞穂市データブックより

市立保育所 未満児（0～2歳児）の入所者数



・未満児の受入数は、H17年の2.3倍になっている。  
・前年より37人の増

市立保育所 以上児（3～5歳児）の入所者数



H20より本田1・穂積・牛牧1で5歳児保育開始

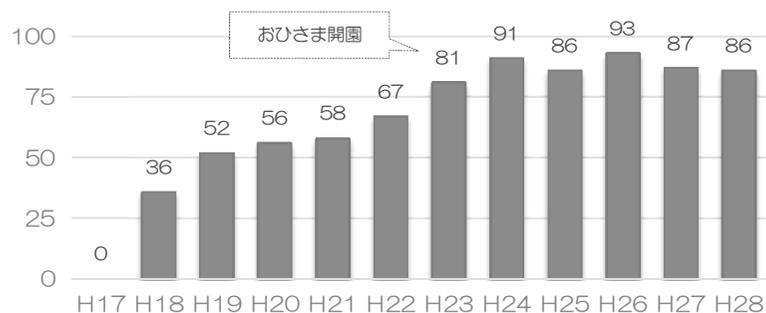
・H23、H24より牛牧2（H23）・本田2（H24）で5歳児保育開始  
・H24よりほづみ幼稚園で3、4歳受入開始

## 2. 私立保育所及び私立認定こども園の児童数の推移 (清流みずほ保育園・清流みずほ認定こども園)

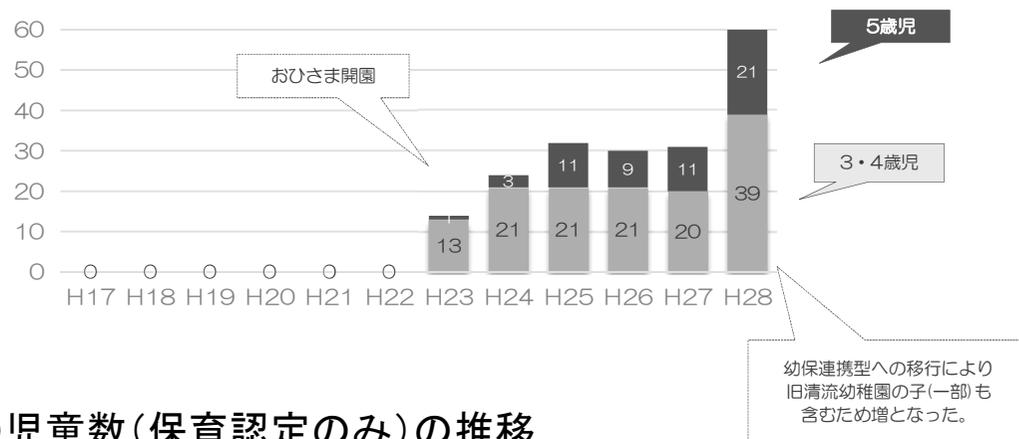
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H17・H28の差
未満児	0	36	52	56	58	67	81	91	86	93	87	86	86
以上児	0	0	0	0	0	0	14	24	32	30	31	60	60
3・4歳児	-	-	-	-	-	-	13	21	21	21	20	39	39
5歳児	-	-	-	-	-	-	1	3	11	9	11	21	21
合 計	0	36	52	56	58	67	95	115	118	123	118	146	146

※各年4月1日現在の数値 瑞穂市データブックより。清流みずほ認定こども園は(保育認定者)のみ集計。

私立保育所 未満児(0~2歳児)の入所者数



私立保育所 以上児(3~5歳児)の入所者数



## 3. 広域利用による市外保育所及び市外認定こども園の児童数(保育認定のみ)の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H17・H28の差
未満児	16	21	9	11	19	10	7	6	9	6	14	5	▲ 11
以上児	21	25	22	20	17	12	17	7	9	5	11	14	▲ 7
3・4歳児	16	18	17	15	10	9	12	2	7	2	10	12	▲ 4
5歳児	5	7	5	5	7	3	5	5	2	3	1	2	▲ 3
合 計	37	46	31	31	36	22	24	13	18	11	25	19	▲ 18

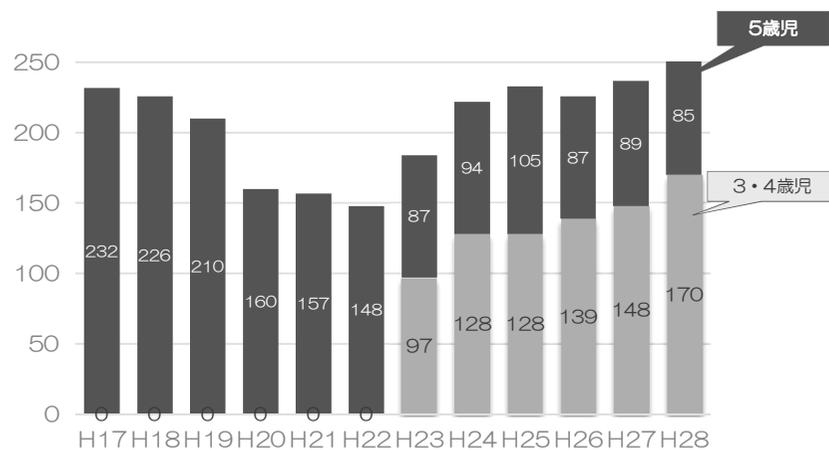
※各年4月1日現在の数値 瑞穂市データブックより

## 4. ほづみ幼稚園の児童数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H17・H28の差
3・4歳児	0	0	0	0	0	0	97	128	128	139	148	170	170
3歳児	-	-	-	-	-	-	61	60	60	60	65	88	88
4歳児	-	-	-	-	-	-	36	68	68	79	83	82	82
5歳児	232	226	210	160	157	148	87	94	105	87	89	85	▲ 147
合 計	232	226	210	160	157	148	281	222	233	226	237	255	23

※各年5月1日現在の数値 学校基本調査より

ほづみ幼稚園の入所者数

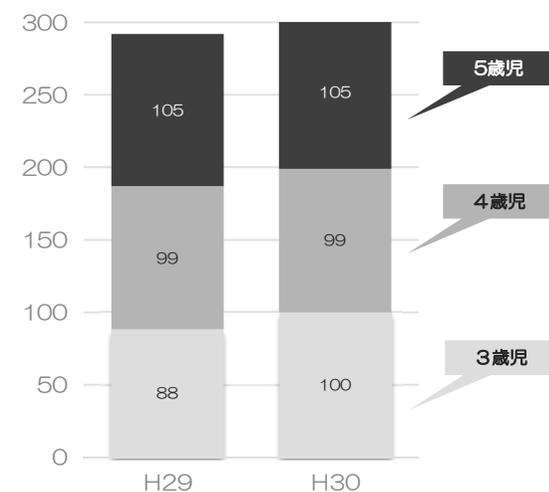


3保育所で5歳児保育開始

3・4歳児の受入開始

今後の定員予定

	H29	H30
3・4歳児	187	199
3歳児	88	100
4歳児	99	99
5歳児	105	105
合 計	292	304



## 5. 過去5年間の保育所別の入所数及び定員数の推移

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
公立	本田第1保育所	未満児	17	9	13	16	22	25
		以上児	99	105	102	113	111	122
		計	116	114	115	129	133	147
		定員	150	150	150	150	150	150
	本田第2保育所	未満児	13	13	15	14	21	24
		以上児	59	82	87	116	117	122
		計	72	95	102	130	138	146
		定員	150	150	150	150	150	150
	別府保育所	未満児	47	45	54	56	62	81
		以上児	154	163	167	168	172	173
		計	201	208	221	224	234	254
		定員	240	240	240	240	240	260
	穂積保育所	未満児	—	—	—	—	—	—
		以上児	73	62	49	55	59	74
		計	73	62	49	55	59	74
		定員	90	90	90	90	90	90
	牛牧第1保育所	未満児	—	—	—	—	—	—
		以上児	81	73	64	67	58	50
		計	81	73	64	67	58	50
		定員	120	120	120	120	120	120
牛牧第2保育所	未満児	37	35	34	38	43	48	
	以上児	145	153	174	171	164	176	
	計	182	188	208	209	207	224	
	定員	220	220	220	220	220	220	
西保育・教育センター	未満児	—	—	—	—	—	—	
	以上児	123	122	108	96	85	81	
	計	123	122	108	96	85	81	
	定員	145	145	145	145	145	145	
中保育・教育センター	未満児	11	8	9	12	16	24	
	以上児	96	85	77	67	76	64	
	計	107	93	86	79	92	88	
	定員	140	140	140	140	140	140	
南保育・教育センター	未満児	14	13	12	17	24	23	
	以上児	199	190	171	182	191	189	
	計	213	203	183	199	215	212	
	定員	240	240	240	240	240	240	
小計①	未満児	139	123	137	153	188	225	
	以上児	1,029	1,035	999	1,035	1,033	1,051	
	計	1,168	1,158	1,136	1,188	1,221	1,276	
	定員	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495	1,515	

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
私立	清流みずほ保育園	未満児	62	67	59	65	60	60
		以上児	—	—	—	—	—	—
		計	62	67	59	65	60	60
		定員	60	60	60	60	60	60
	清流みずほ認定 こども園 <small>(保育認定のみ)</small> ※おひさま保育園	未満児	19	24	27	28	27	26
		以上児	14	24	32	30	31	60
		計	33	48	59	58	58	86
		定員	60	60	60	60	60	105
	小計②	未満児	81	91	86	93	87	86
		以上児	14	24	32	30	31	60
		計	95	115	118	123	118	146
		定員	120	120	120	120	120	165
広域入所 (認定こども園含む)	未満児	7	6	9	6	17	5	
	以上児	17	7	9	5	8	14	
	計	24	13	18	11	25	19	
	定員	—	—	—	—	—	—	
合計	未満児	227	220	232	252	292	316	
	以上児	1,060	1,066	1,040	1,070	1,072	1,125	
	計	1,287	1,286	1,272	1,322	1,364	1,441	
	定員	1,615	1,615	1,615	1,615	1,615	1,680	

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
公立	ほづみ幼稚園	3歳児	61	60	60	60	65	88
		4歳児	36	68	68	79	83	82
		5歳児	87	94	105	87	89	85
		計	184	222	233	226	237	255
		定員	325	325	325	325	325	292
私立	清流みずほ認定 こども園 <small>(教育認定のみ)</small> ※清流みずほ幼稚園	3歳児	35	45	38	42	37	12
		4歳児	40	35	41	36	39	7
		5歳児	46	39	37	44	34	7
		計	121	119	116	122	110	26
		定員	200	200	200	200	200	75
合計	3歳児	96	105	98	102	102	100	
	4歳児	76	103	109	115	122	89	
	5歳児	133	133	142	131	123	92	
	計	305	341	349	348	347	281	
	定員	525	525	525	525	525	367	

H27年度

6. 校区別児童数(全体)と通所状況について

平成27年7月1日現在

		A	各校区がAの全体に占める割合	B	各校区がBの全体に占める割合	C	各校区がCの全体に占める割合	D	各校区がDの全体に占める割合	E	F	G	各校区がGの全体に占める割合	G/A%
小学校区		未就学児童数		通所児童		私立幼稚園		ほづみ幼稚園		広域保育	無認可保育所	自宅に居る児童		校区内に居る児童の割合
生津	馬場	201		56		45		15		1	0	84		
	生津	248		95		33		19		3	2	96		
	計	449	12.2%	151	11.1%	78	17.5%	34	14.3%	4	2	180	11.3%	40.0%
本田	本田	383		124		63		27		1	0	168		
	只越	172		62		21		13		0	0	76		
	計	555	15.1%	186	13.6%	84	18.9%	40	16.9%	1	0	244	15.3%	44.0%
穂積	別府	317		106		41		33		1	0	136		
	穂積	336		113		36		24		2	0	161		
	稲里	184		55		26		6		2	1	94		
	計	837	22.8%	274	20.1%	103	23.1%	63	26.6%	5	1	391	24.5%	46.7%
牛牧	十九条	137		41		15		14		0	0	67		
	牛牧	342		118		29		21		3	1	170		
	宝江	17		4		2		2		0	0	9		
	野田新田	72		22		7		6		1	0	36		
	野白新田	135		56		12		8		1	0	58		
	祖父江	100		35		13		6		0	0	46		
	東結	3		1		1		0		0	0	1		
	犀川	124		37		17		14		1	0	55		
	計	930	25.4%	314	23.0%	96	21.6%	71	30.0%	6	1	442	27.8%	47.5%
西	七崎	14		7		2		0		0	0	5		
	居倉	53		28		4		2		0	0	19		
	森	44		27		3		1		1	0	12		
	田之上	88		42		10		2		0	0	34		
	唐栗	28		15		1		0		1	0	11		
	宮田	6		1		1		0		0	0	4		
	大月	7		2		2		1		0	0	2		
	計	240	6.5%	122	8.9%	23	5.2%	6	2.5%	2	0	87	5.4%	36.3%
中	重里	35		14		5		1		0	0	15		
	美江寺	64		34		10		2		0	0	18		
	十七条	25		10		1		0		0	0	14		
	十八条	32		18		5		0		0	0	9		
	計	156	4.3%	76	5.6%	21	4.7%	3	1.3%	0	0	56	3.5%	35.9%
南	古橋	312		167		20		11		1	1	112		
	横屋	124		43		15		9		0	0	57		
	中宮	36		19		4		0		0	0	13		
	呂久	27		14		1		0		0	0	12		
	計	499	13.7%	243	17.7%	40	9.0%	20	8.4%	1	1	194	12.2%	38.9%
合計	3666	100%	1366	100%	445	100%	237	100%	19	5	1594	100%		

H27. 7. 1時の  
住民記録より抽出した人数

市内11保育所(市立9保育所と清流みずほ保育園とおひさま保育園)

清流みずほ幼稚園を含む

主には母親の勤務地付近の保育所に預ける場合(岐阜市内が多い)

ままん保育園、みっけのおうち、エンジェルらんど

G=A+B+C+D  
-E-F

校区別児童数(全体)と通所状況について

市内施設 45.2%

市外施設 11.2%

自宅 43.6%

H28年度

平成28年7月1日現在

		A	各校区がAの 全体に占める 割合	B	各校区がBの 全体に占める 割合	C	各校区がCの 全体に占める 割合	D	各校区がDに占める 割合	E	各校区がEの 全体に占める 割合	F	各校区がFの 全体に占める 割合	G	H	各校区がHの全体に占める 割合	H/A%
小学校区		未就学児 児童数		保育所通 所児童		ほづみ幼 稚園		市内認定 こども園		市外認定 こども園		私立幼稚 園		広域保育	自宅に居る児童		校区内に居る児童の割合
生津	馬場	215		57		21		7		1		46		2	81		
	生津	252		86		21		8		3		30		3	101		
	計	467	12.3%	143	10.6%	42	16.5%	15	13.4%	4	23.5%	76	19.6%	5	182	11.0%	39.0%
本田	本田	416		137		30		11		1		51		1	185		
	只越	157		57		8		4		0		19		1	68		
	計	573	15.1%	194	14.4%	38	14.9%	15	13.4%	1	5.9%	70	18.1%	2	253	15.3%	44.2%
穂積	別府	325		104		32		4		2		33		2	148		
	穂積	357		135		30		1		1		41		2	147		
	稲里	182		48		7		3		0		16		0	108		
	計	864	22.8%	287	21.3%	69	27.1%	8	7.1%	3	17.6%	90	23.3%	4	403	24.3%	46.6%
牛牧	十九条	148		48		15		5		2		15		0	63		
	牛牧	351		107		24		8		0		37		4	171		
	宝江	16		2		2		0		0		3		0	9		
	野田新田	71		20		14		1		0		4		0	32		
	野白新田	142		55		6		1		0		13		0	67		
	祖父江	107		44		7		0		0		9		1	46		
	東結	2		0		0		0		0		0		0	2		
	犀川	134		44		11		2		0		12		1	64		
	計	971	25.6%	320	23.8%	79	31.0%	17	15.2%	2	11.8%	93	24.0%	6	454	27.4%	46.8%
西	七崎	18		9		0		2		0		0		0	7		
	居倉	49		17		0		9		1		1		0	21		
	森	43		25		0		2		0		5		0	11		
	田之上	78		39		2		3		2		2		0	30		
	唐栗	28		10		0		4		0		2		0	12		
	宮田	6		1		1		0		0		0		0	4		
	大月	5		1		0		0		0		1		0	3		
計	227	6.0%	102	7.6%	3	1.2%	20	17.9%	3	17.6%	11	2.8%	0	88	5.3%	38.8%	
中	重里	30		8		3		3		0		3		0	13		
	美江寺	57		27		1		4		0		5		0	20		
	十七条	34		11		2		0		1		2		0	18		
	十八条	31		19		1		0		1		2		0	8		
	計	152	4.0%	65	4.8%	7	2.7%	7	6.3%	2	11.8%	12	3.1%	0	59	3.6%	38.8%
南	古橋	338		165		10		15		0		18		2	128		
	横屋	136		43		7		9		2		16		0	59		
	中宮	32		18		0		4		0		0		0	10		
	呂久	33		9		0		2		0		1		0	21		
	計	539	14.2%	235	17.5%	17	6.7%	30	26.7%	2	11.8%	35	9.0%	2	218	13.2%	38.9%
合計	3793	100%	1346	100%	255	100%	112	100%	17	100%	387	100%	19	1657	100%		
				35.5% (Bの合計/Aの合計)		6.7% (Cの合計/Aの合計)		3.0% (Dの合計/Aの合計)		0.4% (Eの合計/Aの合計)		10.3% (Fの合計/Aの合計)		0.5%	43.6%		

H28. 7. 1時の住民記録より抽出した人数 市内10保育所(市立0保育所と清流みずほ保育園)

清流みずほ認定こども園

うぐいす、クローバー幼稚園(大塚町)、加納西、沖ノ島保育園(岐阜市)、石山保育園(高津市)

市外私立幼稚園(就園奨励費より)

主には養親の勤務地付近の保育所に預ける場合(岐阜市内が多い)

H=A-B-C-D  
-E-F-G

## 7. 平成28年度4月 保育所入所者数及び待機児童数

(平成28年4月1日状況)

公立	本田第1保育所			本田第2保育所			別府保育所			穂積保育所			牛牧第1保育所			牛牧第2保育所			西保育・教育センター			中保育・教育センター			南保育・教育センター			公立計		
	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計
0歳児	1		1	0		0	2		2			0			0	0		0	0		0	0		0	1		1	4		4
1歳児	9	0	9	7	4	11	31	4	35			0			0	22	2	24			0	7	2	9	7	0	7	83	12	95
2歳児	4	11	15	3	10	13	14	30	44			0			0	5	19	24			0	8	7	15	4	11	15	38	88	126
3歳児	22	9	31	29	6	35	32	27	59	26	0	26	17	0	17	36	22	58	20	0	20	11	6	17	37	12	49	230	82	312
4歳児	6	37	43	1	43	44	1	55	56	3	26	29	2	13	15	4	56	60	1	27	28	0	28	28	1	58	59	19	343	362
5歳児	0	48	48	1	42	43	2	56	58	0	19	19	1	17	18	1	57	58	0	33	33	1	18	19	4	77	81	10	367	377
未満児	14	11	25	10	14	24	47	34	81	0	0	0	0	0	0	27	21	48	0	0	0	15	9	24	12	11	23	125	100	225
以上児	28	94	122	31	91	122	35	138	173	29	45	74	20	30	50	41	135	176	21	60	81	12	52	64	42	147	189	259	792	1051
合計	42	105	147	41	105	146	82	172	254	29	45	74	20	30	50	68	156	224	21	60	81	27	61	88	54	158	212	384	892	1276

私立	清流みずほ保育園			おひさま保育園			私立計		
	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計
0歳児	5		5	6		6	11		11
1歳児	16	4	20	6	3	9	22	7	29
2歳児	13	22	35	1	10	11	14	32	46
3歳児			0	2	9	11	2	9	11
4歳児			0	2	9	11	2	9	11
5歳児			0	0	9	9	0	9	9
未満児	34	26	60	13	13	26	47	39	86
以上児	0	0	0	4	27	31	4	27	31
合計	34	26	60	17	40	57	51	66	117

合計	①利用児童数計		
	新	在	合計
0歳児	15		15
1歳児	105	19	124
2歳児	52	120	172
3歳児	232	91	323
4歳児	21	352	373
5歳児	10	376	386
未満児	172	139	311
以上児	263	819	1082
合計	435	958	1393

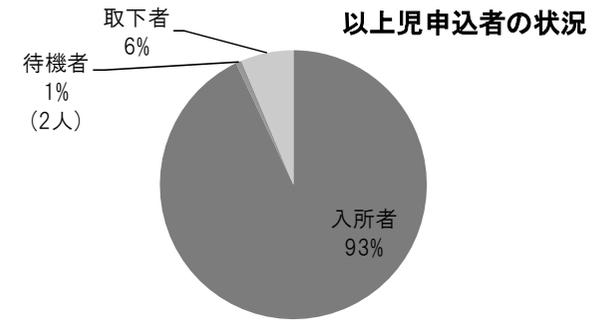
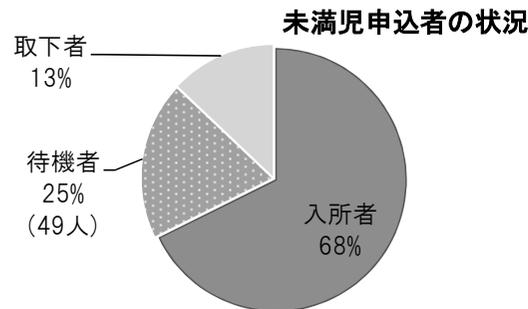
合計	②待機者(※1)	
	待機児童	隠れ待機者
0歳児	6	2
1歳児	20	8
2歳児	23	13
3歳児	2	0
4歳児	0	0
5歳児	0	0
未満児	49	23
以上児	2	0
合計	51	23

③申込取下者(※2)
5
19
9
15
1
2
33
18
51

申請者合計(①+②+③)
26
144
84
249
22
12
254
283
537

※1 待機者数は、他に利用可能な施設があるにもかかわらず特定の保育所を希望して待機する者や、保護者が育児休業中の者なども含んでいるため、国基準の待機児童数とは異なります。

※2 申込取下者は、転出や幼稚園等の利用等で申込みを取り下げた者



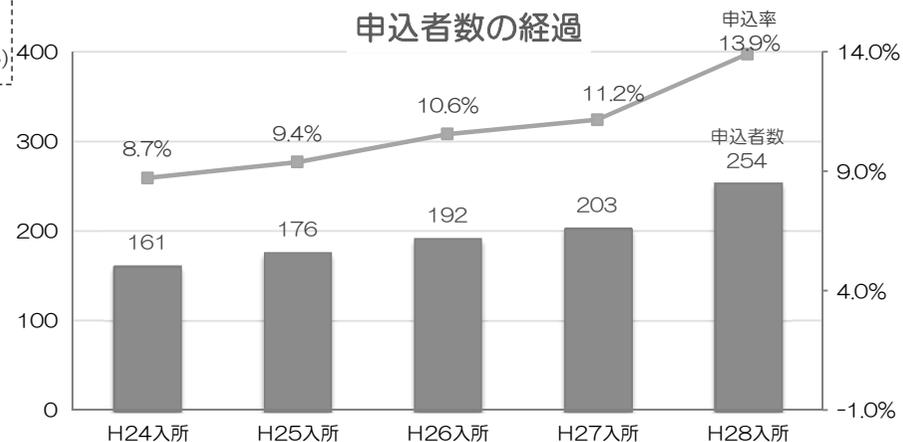
## 8. 未満児の申込者数と待機児童数の経過

### (1) 申込者数の経過

	H24入所	H25入所	H26入所	H27入所	H28入所
①申込数	161	176	192	203	254
②人口数	1847	1875	1819	1819	1826
0歳児	624	609	586	625	615
1歳児	641	635	609	598	617
2歳児	582	631	624	596	594
割合(①/②)	8.7%	9.4%	10.6%	11.2%	13.9%

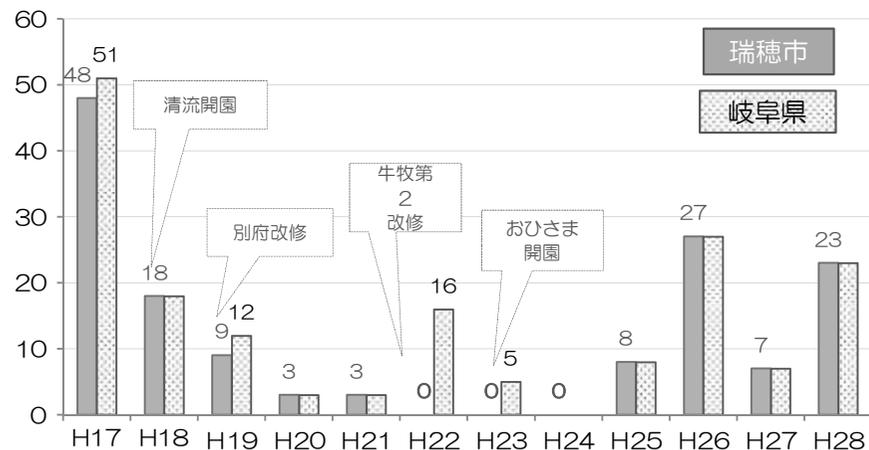
(注) H24～H26入所はおひさま保育園分を含まない数値

H28年度は取下者も含む  
(H27以前は含んでいない)



・共働き世帯の増加や出産後も仕事を続ける女性の増加などで、未満児保育を希望する申込者数は年々増加している。

### (2) 待機児童数の経過



- ・清流みずほ保育園(H18)・おひさま保育園(H23)の開園及び別府保育所(H19)・牛牧第2保育所(H22)の改修による未満児保育の拡大により待機児童は減少していたが、H25年ころより増加傾向にある。

(注)この待機児童数は国基準で定義される「保育所等利用待機児童」であり、(他に利用可能な施設があるにも関わらず)特定の保育所を希望して待機する場合や、保護者が育児休業中の場合などは含んでいません。

待機児童数	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
瑞穂市	48	18	9	3	3	0	0	0	8	27	7	23
岐阜県	51	18	12	3	3	16	5	0	8	27	7	23
(他市町村)	(3)	(0)	(3)	(0)	(0)	(16)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

## 9. 保育所・幼稚園施設状況

老朽化施設（法定耐用年数を超える建物） 法定耐用年数 鉄骨造34年 鉄筋コンクリート造47年  
 保育所

1. 本田第1保育所 南側保育棟 ※ H13 屋根の改修
2. 穂積保育所 ※ H24 耐震補強工事（ブレース補強、塗装、天井張替）
3. 牛牧第1保育所 ※ H24 耐震補強工事（ブレース補強）
4. 中保育・教育センター ※ H13 大規模改修（内装、屋根、空調） H16 耐震補強工事（ブレース補強）

幼稚園

1. ほづみ幼稚園 ※ H21～22 保育棟（A・B・C棟）大規模改造（補強、空調、トイレ） H26 造形室（吊り天井）

平成28年5月1日 現在

	施設									園児数						⑰園児1人当りの建物面積 (⑦/⑮)		
	①敷地面積	建 物						プ ール			単 位: 人, 括弧内はクラス数							
		②棟	③構造	④階数	⑤建築年	⑥築	⑦面積	⑧建築年	⑨築	⑩未満児	⑪年少児	⑫年中児	⑬年長児	⑭計	⑮定員		⑯クラス計	
本田第1保育所	1,340㎡	北	RC	2	S55	36	1,334㎡	S51.06	40	24(2)	31(2)	43(2)	48(2)	146	【150】	(8)	9㎡/名	
	南	S	1	S48	43													
本田第2保育所	2,816㎡	園	RC	2	S54	37	1,274㎡	S55.04	36	24(2)	35(2)	44(2)	43(2)	146	【150】	(8)	8㎡/名	
別府保育所	10,340㎡	西	RC	2	H19	9	3,412㎡	H19.12	9	81(5)	59(3)	56(2)	58(2)	254	【260】	(12)	13㎡/名	
		東	RC	2	S53	38	3,013㎡											
穂積保育所	4,288㎡	園	S	1	S46	45	751㎡	S54.06	37	25(2)	28(1)	19(1)	72	【90】	(4)	8㎡/名		
			S	1	S49	42												
牛牧第1保育所	2,014㎡	園	S	1	S46	45	673㎡	H16.07	12	17(1)	15(1)	18(1)	50	【120】	(3)	6㎡/名		
			S	1	S48	43												
牛牧第2保育所	6,366㎡	西	RC	2	S52	39	2,401㎡	H23.03	5	48(2)	58(3)	60(2)	58(2)	224	【220】	(9)	11㎡/名	
		支	S	1	H23	5												
		東	S	1	H23	5												
西保育・教育センター	3,506㎡	園	RC	2	S51	40	1,264㎡	S51.02	40	20(2)	28(1)	33(2)	81	【145】	(5)	9㎡/名		
			RC	2	H11	17												
中保育・教育センター	6,091㎡	園	S	1	S53	38	1,059㎡	S56.07	35	24(1)	17(1)	28(1)	19(1)	88	【140】	(5)	8㎡/名	
			S	1	H14	14												
南保育・教育センター	7,301㎡	園	RC	2	S50	41	1,273㎡	S50.02	41	23(2)	49(3)	59(2)	81(3)	212	【240】	(9)	5㎡/名	
			S	2	H12	16												
保育所計	44,062㎡							16,454㎡			188(12)	364(21)	371(16)	304(12)	1,273	【1,515】	(63)	
ほづみ幼稚園	11,222㎡	A	RC	2	S43	48	2,488㎡	S43.10	48	88(3)	82(3)	85(3)	255	【292】	(9)	9㎡/名		
		B	RC	2	S48	43												
		C	RC	1	S43	48												

【構造種別】 RC：鉄筋コンクリート S：鉄骨

【耐用年数】 RC：47年 S：34年

# 10. 県内21市の保育所・認定こども園・幼稚園の設置状況

市町村名	総人口		認可保育所				幼保連携型 認定こども園				幼稚園				計			
	学齢前児童数	区分	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率
岐阜市	414,382	施設数	20	26	46	43%			0		2	40	42	5%	22	66	88	25%
	20,119	定員	2,030	3,355	5,385				0				0					
大垣市	166,867	施設数	16	15	31	52%	5	1	6	83%	17	3	20	85%	38	19	57	67%
	8,768	定員	2,287	2,270	4,557				0				0					
高山市	90,938	施設数	8	16	24	33%			0			3	3	0%	8	19	27	30%
	4,436	定員	675	2,150	2,825				0				0					
多治見市	113,718	施設数	10	5	15	67%			0		6	5	11	55%	16	10	26	62%
	5,150	定員	1,360	726	2,086				0				0					
関市	91,057	施設数	10	9	19	53%			0			7	7	0%	10	16	26	38%
	4,544	定員	960	1,390	2,350				0				0					
中津川市	82,051	施設数	17	7	24	71%			0		6	4	10	60%	23	11	34	68%
	3,896	定員	1,560	565	2,125				0				0					
美濃市	21,928	施設数	0	6	6	0%			0			1	1	0%	0	7	7	0%
	902	定員		500	500				0				0					
瑞浪市	39,022	施設数	8	2	10	80%	8	0	8	100%	8	1	9	89%	24	3	27	89%
	1,723	定員	620	200	820				0				0					
羽島市	68,588	施設数	0	11	11	0%			0		1	2	3	33%	1	13	14	7%
	3,542	定員		1,850	1,850				0				0					
恵那市	52,606	施設数	0	2	2	0%	16	0	16	100%	3	1	4	75%	19	3	22	86%
	2,321	定員		120	120				0				0					
美濃加茂市	55,391	施設数	9	4	13	69%			0			3	3	0%	9	7	16	56%
	3,466	定員	885	570	1,455				0				0					
土岐市	60,124	施設数	9	3	12	75%			0		7		7	100%	16	3	19	84%
	2,684	定員	981	280	1,261				0				0					
各務原市	148,332	施設数	5	12	17	29%			0			14	14	0%	5	26	31	16%
	7,720	定員	749	1,390	2,139				0				0					
可児市	100,664	施設数	4	5	9	44%			0		1	8	9	11%	5	13	18	28%
	5,353	定員	435	927	1,362				0				0					
山県市	28,492	施設数	7	0	7	100%			0			1	1	0%	7	1	8	88%
	1,025	定員	730		730				0				0					

市町村名	総人口		認可保育所				幼保連携型 認定こども園				幼稚園				計			
	学齢前児童数	区分	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率
瑞穂市	53,271	施設数	9	2	11	82%			0		1	1	2	50%	10	3	13	77%
	3,650	定員	1,495	120	1,615				0		390	200	590		1,885	320	2,205	
飛騨市	25,758	施設数	6	1	7	86%			0				0		6	1	7	86%
	981	定員	755	150	905				0				0					
本巣市	35,239	施設数	7	0	7	100%			5	5	5	1	6	83%	17	1	18	94%
	1,682	定員	598		598				0	100%			0					
郡上市	44,158	施設数	7	7	14	50%			2	2	3	2	5	60%	12	9	21	57%
	1,899	定員	530	570	1,100				0	100%			0					
下呂市	34,627	施設数	10	0	10	100%			0	0			0		10	0	10	100%
	1,395	定員	1,221		1,221				0				0					
海津市	37,200	施設数	2	7	9	22%			3	3	4	4	100%	9	7	16	56%	
	1,416	定員	140	600	740				0	100%			0					
計	1,764,413	施設数	164	140	304	54%	39	1	40	98%	64	97	161	40%	267	238	505	53%
	86,672	定員	13,272	16,293	29,565													

※認可保育所・認定こども園の数値 H27年4月1日現在 保育所等の現況報告統計より

※幼稚園の数値 H26年5月1日現在 学校基本調査より

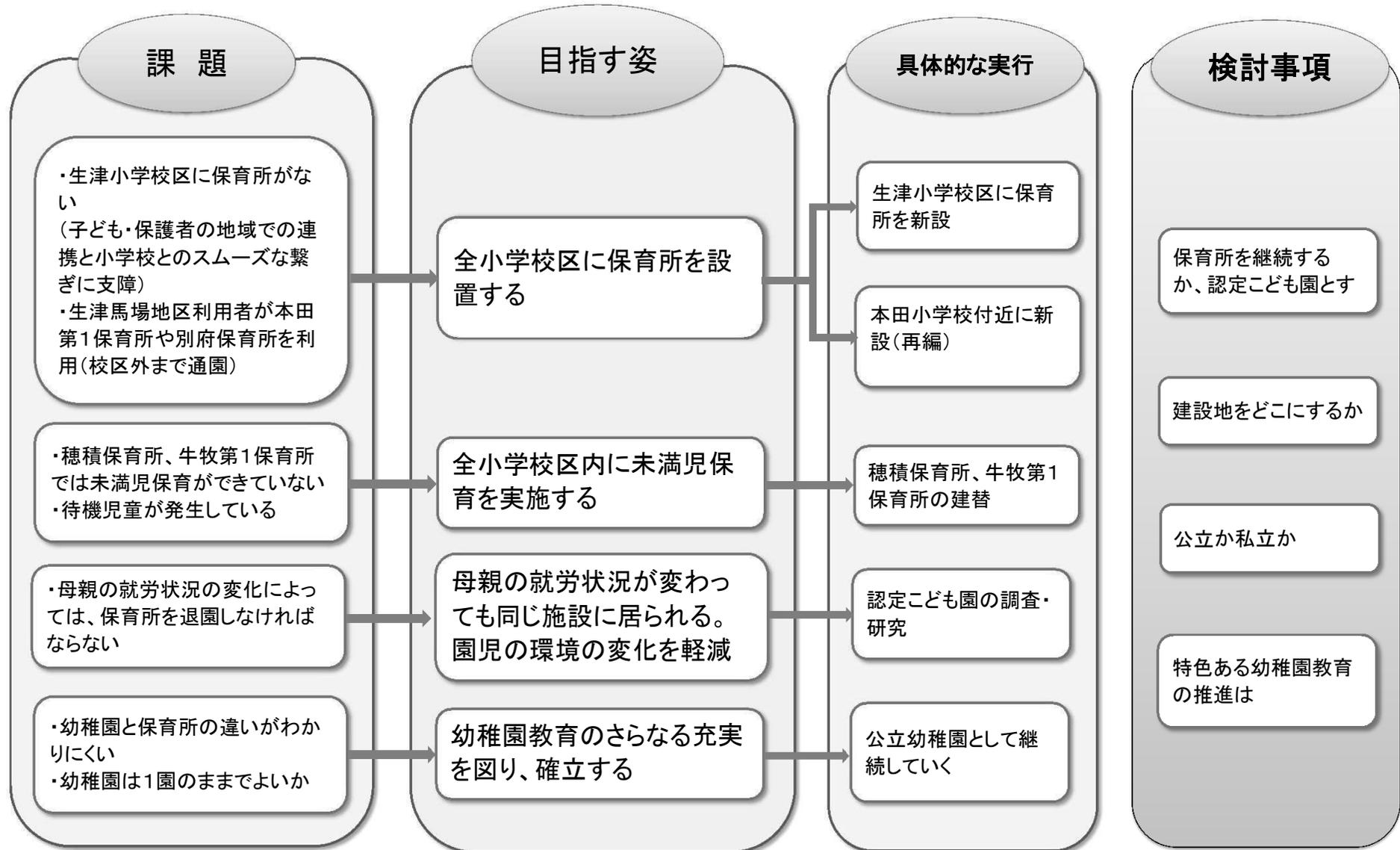
※幼保連携型認定こども園の中には、幼児園等の類似施設も含まれているものと思われる。

## ○認可保育所及び幼稚園の公立の割合

認可保育所の公立割合	割合	市数	市名
100%	3市	山県市、本巣市、下呂市	
75%~99%	4市	瑞穂市、瑞浪市、土岐市、飛騨市	
50%~74%	6市	大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃加茂市、郡上市	
25%~49%	4市	岐阜市、高山市、各務原市、可児市	
1%~24%	1市	海津市	
0%	3市	美濃市、羽島市、恵那市	

幼稚園の公立割合	割合	市数	市名
100%	2市	土岐市、海津市	
75%~99%	3市	大垣市、瑞浪市、恵那市	
50%~74%	5市	瑞穂市、多治見市、中津川市、本巣市、郡上市	
25%~49%	1市	羽島市	
1%~24%	2市	岐阜市、可児市	
0%	6市	高山市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、山県市	
無	2市	飛騨市、下呂市	

# 11. 保育所・幼稚園整備方針について

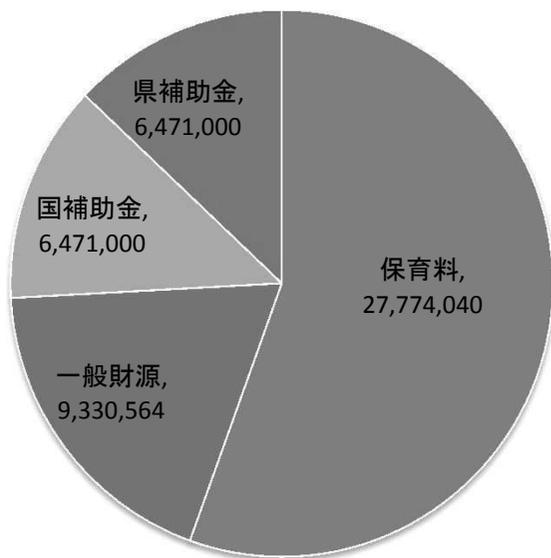




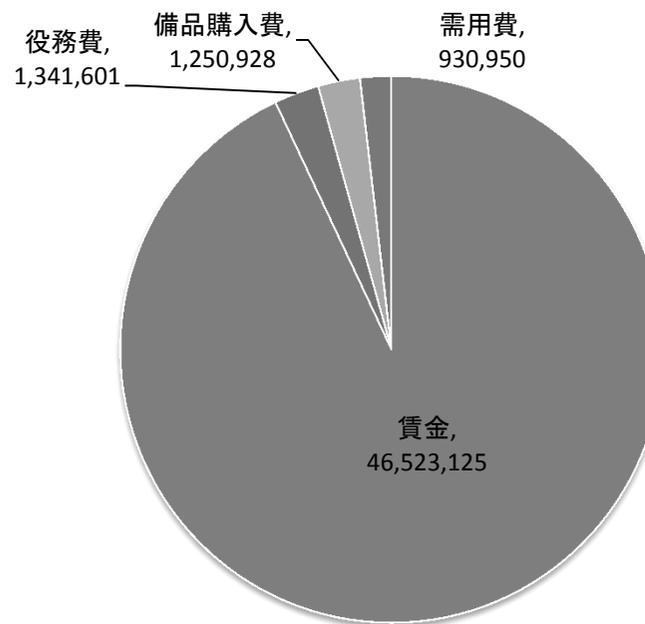
## 放課後児童クラブの現況について

## 12. H27年度放課後児童クラブ総事業費内訳

### 歳入



### 歳出



・H27年度放課後児童クラブ決算内訳

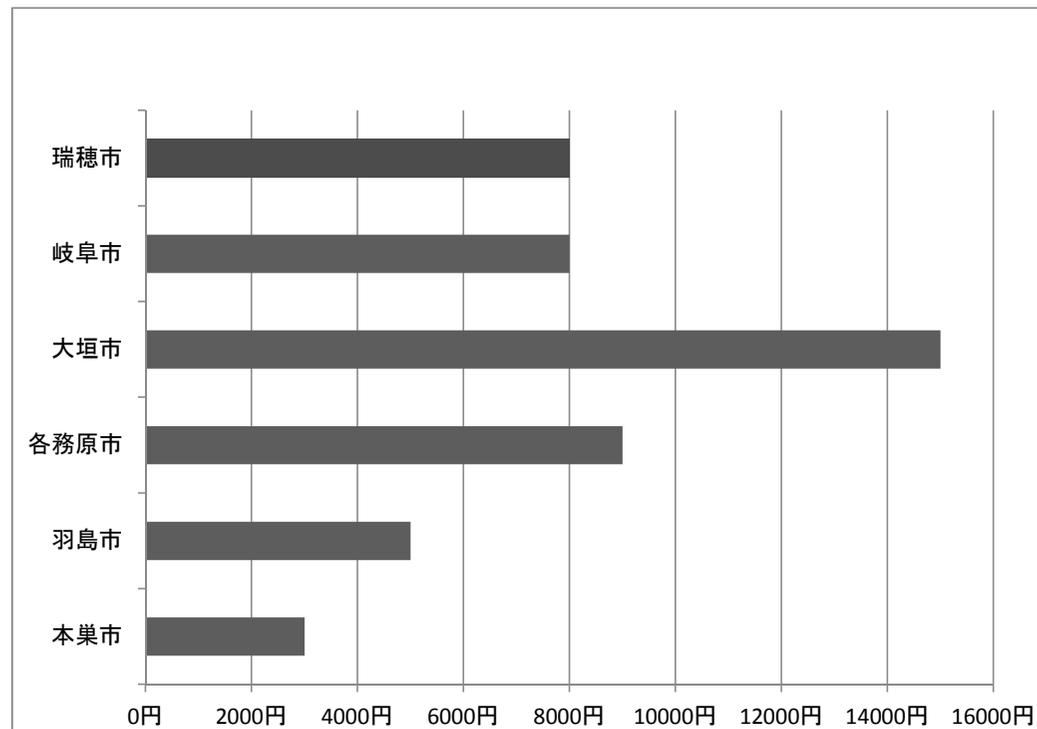
	保育料	一般財源	国補助金	県補助金	合計
金額(円)	27,774,040	9,330,564	6,471,000	6,471,000	50,046,604
全体の割合	55%	19%	13%	13%	100%

・総事業費内訳

	賃金	役員費	備品購入費	需用費	合計
金額(円)	46,523,125	1,341,601	1,250,928	930,950	50,046,604
全体の割合	93.0%	2.7%	2.5%	1.8%	100%

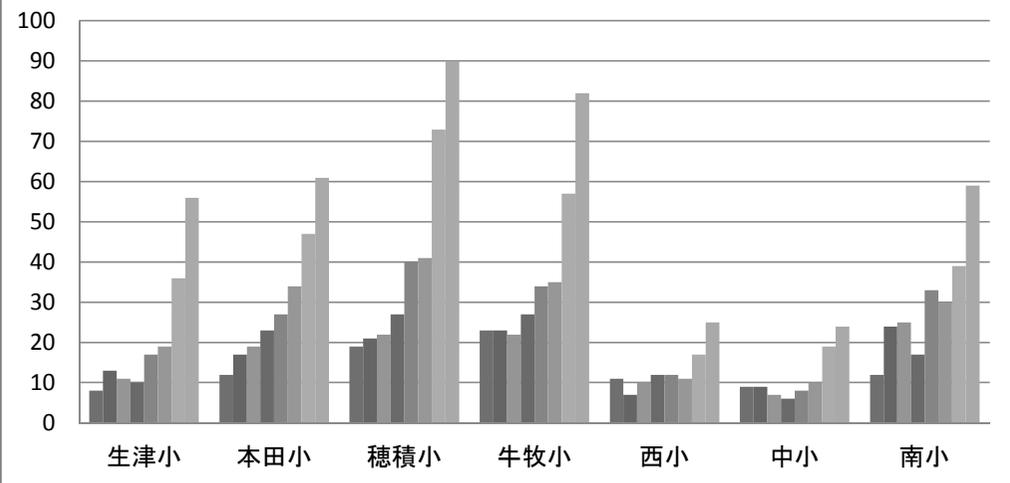
### 13. 放課後児童クラブ保育料等近隣市町村比較

	設置主体	運営主体	運営主体名	月額料金 (おやつ代含む)	保険料 (年額)
瑞穂市	公設	公営	-	8,000円	月額料金 に含む
岐阜市	公設	公営・民営	運営委員会	8,000円	800・ 1,500/年
大垣市	公設	公営	-	3,000～15,000円 (所得税額によ る)	800円
各務原市	公設	民営	運営委員会	9,000円	800円
羽島市	公設	公営・民営	保育園へ委託	5,000円	400円
本巣市	公設	公営	-	3,000円	月額料金 に含む



## 14. 放課後児童クラブ登録者数の推移

### 放課後児童クラブ登録者数推移(平日利用)



・瑞穂市放課後児童クラブ登録者数推移(各年度末の平日登録者数) (単位:人)

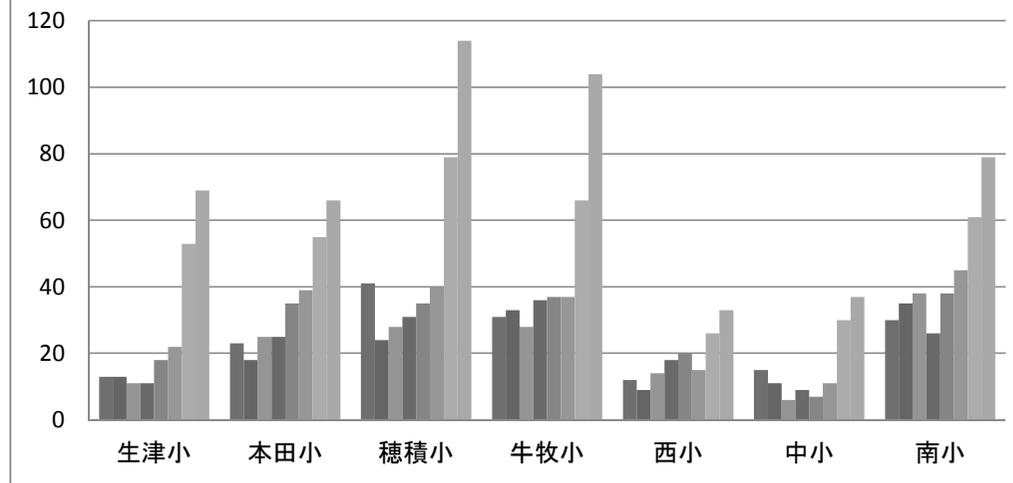
	生津小	本田小	穂積小	牛牧小	西小	中小	南小	合計
H21年度	8	12	19	23	11	9	12	94
H22年度	13	17	21	23	7	9	24	114
H23年度	11	19	22	22	10	7	25	116
H24年度	10	23	27	27	12	6	17	122
H25年度	17	27	40	34	12	8	33	171
H26年度	19	34	41	35	11	10	30	180
H27年度	36	47	73	57	17	19	39	288
H28年度	56	61	90	82	25	24	59	397
定員	60	70	105	130	50	60	75	550

※H27年度より、受入学年を6年生まで拡大及び延長保育を開始

※H28年度は8月1日時点の登録人数

※定員はH28年度4月1日時点の数字

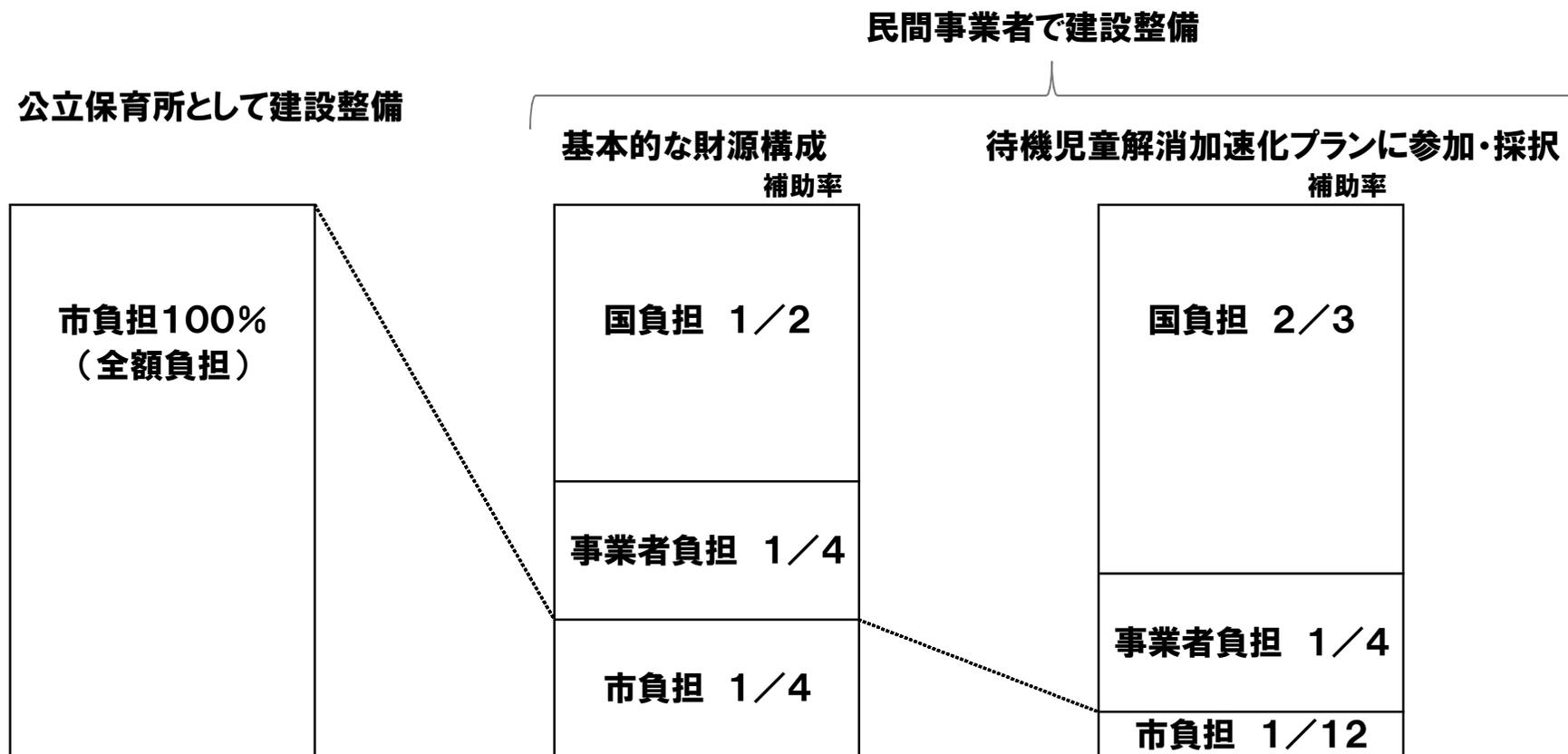
### 放課後児童クラブ登録者数推移(夏季休業)



・瑞穂市放課後児童クラブ校区別登録者数推移(夏休み登録者数) (単位:人)

	生津小	本田小	穂積小	牛牧小	西小	中小	南小	合計
H21年度	13	23	41	31	12	15	30	165
H22年度	13	18	24	33	9	11	35	143
H23年度	11	25	28	28	14	6	38	150
H24年度	11	25	31	36	18	9	26	156
H25年度	18	35	35	37	20	7	38	190
H26年度	22	39	40	37	15	11	45	209
H27年度	53	55	79	66	26	30	61	370
H28年度	69	66	114	104	33	37	79	502
定員	60	70	105	130	50	60	75	550

# 保育所建設費の財源構成



# 瑞穂市保育士 就職チャレンジ研修

あなたの資格  
活かしてみませんか？

保育士資格は取ったけれど、  
実際に働いたことがない…

瑞穂市に来たばかり。  
働く前にどんな保育所か知りたい！

以前は働いていたけれど、  
今の現場って？

保育士資格をお持ちのかたで現在保育士として働いていないかたを対象に、研修会を開催します。  
保育士さんのお話を聞いたり、子どもたちと触れ合ったり、施設見学、体操あそび、手作りおもちゃ  
制作などが体験できるチャンス！

瑞穂市の保育士として働くことを考えているかた、迷っているかた、是非お気軽にご参加ください。

## 日程・会場

- 10月24日（月）中保育・教育センター  
（瑞穂市美江寺223）
- 11月25日（金）穂積保育所  
（瑞穂市穂積966-1）
- 11月30日（水）牛牧第2保育所  
（瑞穂市祖父江170）
- 12月16日（金）別府保育所  
（瑞穂市別府144-1）

※全て瑞穂市内の市立保育所です

### ○研修日程

- 9:20～ 9:30 受付
- 9:30～ 11:15 お話、保育体験  
施設内見学
- 11:15～ 11:30 質疑応答

※都合により変更となる場合があります

- 対象：保育士資格のあるかた
  - 参加費：無料
  - 持ち物：筆記用具、動きやすい服装
  - 定員：各15名
- ※何回でもご参加いただけます。

定員を超える場合はご連絡させていただきます。

- 申込：裏面の「受講申込書」に必要事項を記入し、幼児支援課にお申し込みください。郵送・電話・FAX・メールでもお申し込みできます。
- 締切：各回の1週間前まで

託児があります！！  
研修中、お子様をお預かりします。  
※申込時にお申し出ください。



### 申込み・問合せ先

瑞穂市役所 教育委員会事務局 幼児支援課  
電話 058-327-2147 FAX 058-327-2105  
E-mail youjisien@city.mizuho.lg.jp





# 瑞穂市保育士就職チャレンジ研修 受講申込書

平成28年 月 日

瑞穂市役所教育委員会事務局・幼児支援課 行 【FAX 058-327-2105】

ふりがな			
氏名		性別	男 女
生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢	歳
住所	〒		
電話番号	(自宅)	(携帯)	

平成28年度 保育士就職チャレンジ研修に参加したいので、次のとおり申し込みます。

希望の講座 (希望する日全てに ○をつける)		10月24日(月)	中保育・教育センター
		11月25日(金)	穂積保育所
		11月30日(水)	牛牧第2保育所
		12月16日(金)	別府保育所
託児の利用	無 有( 人)	児童の名前: ※有の場合 名前: 名前:	( 歳 か月) ( 歳 か月) ( 歳 か月)
現在の職業			
保育士資格 取得時期	昭和・平成 年 月 日		
瑞穂市立保育所への 就職について	就職希望・迷っている	今まで保育士として 働いたことがありますか	有・無
聞いてみたいことな どご自由に記入して ください			

※託児を希望されるかたは、託児欄にご記入してください。

## 【個人情報の取り扱いについて】

この申込書に記載された個人情報は、本研修の運営管理目的にのみ使用させていただきます。

<問い合わせ先>

瑞穂市教育委員会事務局・幼児支援課 電話 058-327-2147

※瑞穂市では随時、補助職員の募集をしています。あなたの資格、活かしてみませんか？

詳しくは、瑞穂市のホームページをご覧ください。<http://www.city.mizuho.lg.jp>



## 平成28年度 企画展及び講演会について (計画案)

瑞穂市教育委員会生涯学習課  
郷土歴史研究指導員 堀 晃順

### 1 企画展テーマ

「みずほの教育事始 ～ふるさとの学校、ふるさとの教育～」

### 2 開催趣旨

瑞穂市では現在、保育所・幼稚園や各小中学校が保育目標・教育目標を具現し、心豊かに光り輝く「みずほ」の子供づくりを目指している。特に幼稚園・小中学校では、公表会や研究発表会でその成果を示している。これは、「教育のまち、みずほ」と呼ぶにふさわしい姿であり、明治初期、地域の人々が資金を出し合って小学義校設立を進め次代を担う人づくりに取り組んだ当時の人々の思いに通ずる実践でもある。

そこで、今年度は、「みずほの教育」に焦点を当てた企画展・講演会を開催する。明治5年の学制発布による近代学校教育の始まりから終戦直後の民主化教育の実施までの学校教育の実情について、瑞穂市内の各小学校の歩みとそこで行われた教育活動を掘り起こす中で明らかにしたい。そのために、各家庭に保存されている写真や教育関係資料の提供を市民に呼びかけ企画展に生かしたい。

また、企画展の関連事業として開催する講演会では、『岐阜県師範学校並同県下小學校寫真帖』(明治11年 宮内庁書陵部蔵)に収載された142点の明治学制期の學校寫真の復刻版である『ふるさと學校寫真帳』(H19.3.7 県教育委員会発行)作製の経緯と写真帳に掲載された瑞穂の学校を取り上げ、学校設立にかけた明治初期の瑞穂の人々の願いや思いを知り、今後の瑞穂の教育のあり方を考える機会としたい。

### 3 企画展について

- (1) 場所 瑞穂市図書館(本館) 2階郷土資料コーナー
- (2) 会期 平成28年10月25日(火)～11月23日(水) 30日間
- (3) 作業 平成28年10月18日～10月24日 資料借用・搬入, 展示準備  
平成28年11月24日～28日 展示物撤去, 資料返却

#### (4) 展示内容等

□「企画展を開催するにあたって」(趣旨・挨拶)

#### 第1部 近代教育の始まり～寺子屋から学校へ

- 1 はじめに(私塾寺子屋の教育)
- 2 私塾・寺子屋の教育
  - ・寺子屋:瑞穂市内の私塾及び寺子屋表の記録
- 3 「学制」発布と小学義校の設立
- 4 「学制」発布後のみずほの小学義校設立の動き
- 5 明治期の学校生活

#### 第2部 『ふるさと學校寫真帳』に見る学制期の「みずほ」の学校

- 1 「みずほ」の学校
  - ・「學校寫真帳」(明治11年)に収載された8校の特徴と建設の経緯等

#### 第3部 教育の遷り変わりと学校生活

- 1 はじめに(大正デモクラシー期から終戦直後の民主化教育までの動き)
- 2 「教科書の国定制度」の変遷
  - ・教科書の変遷の様子
- 3 大正時代の学校教育
  - ・平和で民主的な時代の学校教育と学校生活

- 4 戦時下の学校教育（昭和6年～昭和20年）
  - ・軍国主義と学校教育・学校生活  
昭和13年の「汽車ぼっぼ」の歌詞から
- 5 戦後の民主化教育と学校生活
  - ・民主化を目指した終戦直後の学校教育と学校生活  
「墨ぬり教科書」

#### 4 企画展関連事業「講演会」

- (1) 演 題 「学校建築に見る近代教育の始まり」
- (2) 講 師 長森東小学校長（元岐阜県歴史資料館勤務） 蓑島 一美 先生
- (3) 会 場 瑞穂市図書館 2階学習室
- (4) 日 時 平成28年11月12日（土）  
午後1時30分～午後3時

#### 5 備 考

##### (1) 展示資料について

- ① 『ふるさと学校写真帳』に収載の写真を展示用に簡易複製品を作製する。  
複製するに当たり、原資料所蔵の宮内庁書陵部図書寮文庫に利用許可申請の後、その許可書受領後、県歴史資料館に利用申請をし、簡易複製品を作製する。
- ② 教科書や学習用具、写真などの提供（寄贈・借用）を市民に呼びかけ、企画展に活用する。
- ③ 提供資料を選別し、デジタルデータ化する。また、必要に応じて展示資料として簡易複製品を作製する。

##### ←(2) 展示資料の展示・管理について

- ① 実物史料や簡易複製品などの展示を多くし、市民の関心を高める展示構成とする。
- ② 各史料説明記述は、平易な表現に心がけ専門的になり過ぎないように配慮する。
- ③ パネル板と展示ガラス棚・展示ケースとの関連性を分かりやすく表示し、トータルとして理解を得やすくする。
- ④ 史料は閉架書庫内で保管し展示棚は施錠する。
- ⑤ 借用から返却までの期間について、展示史料に賠償責任保険をかける。

#### ☆ 企画展関連事業「講演会」について

##### ① 講演会講師について

長森東小学校長（元岐阜県歴史資料館勤務） 蓑島 一美 先生  
現勤務先：長森東小学校（ながもりひがししょうがっこう）  
住所：500-8223 岐阜市水海道2丁目10番1号  
TEL：058-245-0013 FAX：058-245-0113

次の論文等を過年度に掲載

ア 会報「郷土研究 岐阜」第105号（平成19年3月）

タイトル：「岐阜県管内学校撮影」の発見と明治初期の岐阜県教育  
掲載頁：03 ページ数：7-9

イ 岐阜県歴史資料館報25号

タイトル：「北陸東海両道巡幸と岐阜県教育行政―献上品「岐阜県管内学校撮影」の分析を中心として」 掲載頁：45～64